

速やかな取り調べの可視化（取り調べ全過程の録音録画）を  
求める意見書

取り調べの全面可視化の主たる目的は、密室での取り調べに伴い発生する冤罪を防止することにある。

これを行うことで、捜査官の暴行、脅迫、利益誘導等による自白強要や虚偽自白により引き起こされている冤罪による悲劇を防止し、被疑者及び被告人の人権を守ろうとするものである。

冤罪は、無実の者が有罪にされるだけでなく、真犯人を取り逃がす許されざる事である。

この間の足利事件、布川事件、東電 OL 殺人事件などの冤罪事件が示しているように、無罪になるまでに長い年月がかかり、その人の人生の大切な時間を奪い、「罪人」として暮らさなければならない悲劇である。

このような悲劇を繰り返さないために、取り調べの全面可視化は不可欠のものである。取り調べをすべて録音録画することで取り調べの状況が検証可能となり、初めて裁判における供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得ることができる。

2009年（平成21）5月には、裁判員制度が開始された。この制度は、国民の常識と日常感覚を司法に取り入れる事で司法への国民の理解と信頼を向上させることを目指している。

取り調べの全面可視化によって、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われるような場合でも、裁判員となる国民が判断に窮することが無くなるのである。

全面可視化に対し捜査機関などからは、取り調べの一部を可視化することにとどめるべきとの意見が出ている。しかし、「自白」の部分など一部の可視化では、取り調べの状況が全面的には検証できず、逆にさらに冤罪を生み出す危険性がある。

よって、国におかれては、録音録画による刑事事件の取り調べの全過程の可視化を速やかに実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

奈良県生駒郡平群町議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣